

平成23年3月11日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察本部競争入札審査会の設置に関する訓令の制定について（例規通達）
改正 令3務発第125号

対号 三重県警察本部指名審査会の設置に関する訓令の解釈及び運用方針について（例規通達・平成13年4月6日（会）第39号）

このたび、三重県警察本部指名審査会の設置に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第11号）の全部を改正し、三重県警察本部競争入札審査会の設置に関する訓令（平成23年三重県警察本部訓令第4号。以下「訓令」という。）を制定したところであるが、訓令の解釈及び運用方針は下記のとおりとし、平成23年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）、三重県の定める三重県一般競争入札実施要綱（三重県県土整備部長通知。以下「実施要綱」という。）等の規定に基づいて、より公正かつ適正な事務処理を行うため、新たな訓令を制定することとした。

2 解釈及び運用指針

(1) 所掌事務（訓令第3条関係）

ア 審査会は、指名競争入札への入札参加者（以下「入札指名者」という。）及び随意契約の相手方（以下「随意契約者」という。）を適正に選定するための審査を行うものとする。

イ 建設業法（昭和23年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に関しては、実施要綱第19条により、建設工事を所管する部等に競争入札審査会を置くことと規定しており、当該規定に基づき、審査会は、建築工事に係る一般競争入札に必要な事項を審査するものとする。

ウ 審査会は、三重県が定める要綱等の規定に基づき、競争入札に関し審査が必要である事項について審査するものとする。

(2) 構成等（訓令第4条関係）

ア 委員は、警務部会計課において、出納、用度、管財、安全施設及び営繕の事務を担当する警視及び警部の階級にある警察官並びに同相当職の事務官及び技官の中から、年度ごとに、会長が指名するものとする。ただし、年度途中で人事異動等により委員が交替した場合は、その都度、新たな委員を指名するものとする。

イ 指名する委員の数は、5人以上とする。

(3) 会議（訓令第5条関係）

ア 入札指名者・随意契約者の指名の審査

(ア) 訓令第3条第1号及び第2号の事項について審査会の審査を受けようとするときは、別記様式の入札指名者・随意契約者内申書（以下「内申書」という。）に必要事項を記載し、関係書類を付して会長に提出するものとする。

(イ) 内申書を受理した会長は、副会長及び委員を招集し、審査会を主宰するものとする。

(ウ) 審査会に内申された議事が可決した場合は、出席した会長、副会長及び委員は、内申書に署名、押印又はこれらに類する行為をするものとする。

イ 建設工事の一般競争入札の審査

訓令第3条第3号の事項について審査会の審査を受けようとするときは、一般競争入札の執行（施行）伺いの決裁時において、三重県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第26号）第21条に定める起案用紙（様式第19）により、委員の合議を得た上で、会長の決裁を受けることにより、訓令第5条第5項の規定に基づき審査会の議決があったものとすることができるものとする。

ウ 三重県が定める要綱等の規定に基づく審査

訓令第3条第4号の事項について審査会の審査を受けようとするときは、内申書の様式を変更するなどして適宜の様式に必要事項を記入し、関係書類を付して会長に提出するものとする。

なお、会議の開催等については、ア(イ)及び(ウ)と同様とする。

(4) 審査（訓令第6条関係）

ア 入札指名者の選定基準

入札指名者の選定基準は、次のとおりとする。

(ア) 入札指名者は、規則第61条に規定する競争入札参加資格を有する者の中から選定するものとする。

(イ) 建設工事並びに測量、調査、設計及び製造の契約に係る入札指名者については、三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱（三重県県土整備部長通知）及び三重県建設工事発注標準（三重県県土整備部長通知）に定めるところにより選定するものとする。

イ 審査事項

審査会において審査する事項は次のとおりとする。

- (ア) 審査対象契約の仕様又は機種を選定に関する事。
- (イ) 入札指名者又は随意契約者の選定基準に関する事。
- (ウ) 入札指名者又は随意契約者の競争入札参加資格及び落札資格に関する事。
- (エ) その他会長が審査を必要と認める事。

ウ 審査の特例

- (ア) 審査対象契約の予定価格又は設計価格が、三重県警察事務の決裁に関する訓令（平成6年三重県警察本部訓令第5号）別表第1の規定により警察本部長又は警務部長の決裁区分となる支出負担行為の額に相当する場合は、審査の概要、審査結果等を警務部長に報告の上、内申書について警務部長の決裁を受けるものとする。
- (イ) 同一会計年度内に同種の契約を多数回締結し、かつ、迅速に行う必要がある場合は、年度当初の審査会において入札指名者を一括して決議することができるものとする。
- (ウ) 災害復旧工事、修繕等緊急を要する場合又は軽易で定型的な契約である場合で会長が認めたときは、各委員の合議を得ることにより、審査会の議決があったものとすることができる。

別記様式

入札約 指 名 者 選 定 者 ・ 伺 意	警 務 部 長 (会長)警務部会計課長 (副会長)会計課次長 (委員)							
下記内申について承認する。								
入札指名者・随意契約者内申書								
年 月 日								
三重県警察本部競争入札審査会会長 殿								
(契約担当者)								
次の審査対象契約について、下記のとおり 入札指名者 随意契約者 を内申します。								
案 件 名 内 容 履行(納入)場所 予 定 価 格 等								
発注基準								
指 名 者 数	商号又は名称	代表者氏名	住 所	区分	入札、契 約保証金 の有無	備 考	指 名 回 数	契 約 回 数 (金 額)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
指 名 理 由								
		計 名 を指名						